

(任意様式)

グループ協定書

(目的)

第1条 当グループは、盛岡市森林づくりイノベーション事業へ応募する「〇〇〇〇〇〇〇事業（以下「本事業」という。）」を共同連帯して営むことを目的とする。

(名称)

第2条 当グループは、〇〇〇〇グループと称する。

(事務所の所在地)

第3条 当グループは、事務所を_____に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当グループは、 年 月 日に成立し、その存続期間は、本事業が完了し当グループの清算が終了するまでとする。

(構成員)

第5条 当グループの構成員は、次のとおりとする。

所在地 岩手県盛岡市〇〇1-2-3

商号又は名称 株式会社〇〇

代表者職・氏名 代表取締役 ○○ ○○

所在地 岩手県盛岡市△△2-3-4

商号又は名称 △△株式会社

代表者職・氏名 代表取締役 △△ △△

所在地 岩手県盛岡市□□3-4-5

商号又は名称 有限会社□□

代表者職・氏名 代表取締役 □□ □□

(代表者)

第6条 当グループは、株式会社〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇 を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 代表者は本事業の履行に関し、当グループを代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、下記の権限を有するものとする。

(1) ○○○○○に関する事。

(2) ○○○○○に関する事。

(財産の管理)

第8条 当グループに属する財産の管理は、 有限会社□□ が行う。責任者は 有限会社□□
☐ 代表取締役 ☐ ☐ とする。

(構成員の責任)

第9条 各構成員は、本事業の履行に伴う当グループが負担する義務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第 10 条 この協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(事業途中における構成員の脱退に関する措置)

第 11 条 構成員は、他の構成員全員の承認がなければ、当グループが本事業を完了する日まで
は脱退することが出来ない。

2 構成員のうち事業途中において、前項の規定により脱退した者がある場合においては、残
存する構成員が本事業を完了するものとする。

(構成員の除名)

第 12 条 当グループは、構成員のうちいずれかが事業途中において重要な義務の不履行その他
の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員の承認により当構成員を
除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第 1 項の規定により構成員が除名された場合においては、第 11 条第 2 項の規定を準用する。

(事業途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第 13 条 構成員のうちいずれかが事業途中において破産又は解散した場合においては、第 11
条第 2 項の規定を準用する。

(代表者の変更)

第 14 条 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった
場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員の承認により他の構成員を代表者
とするものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 15 条 この協定書に定めのない事項については、構成員全員をもって定めるものとする。

株式会社〇〇 外 2 社は、上記のとおり 〇〇〇〇 グループ協定を締結したので、協定
書 3 通を作成し、構成員が記名・押印し、各自 1 通を所持するものとする。

年 月 日

所 在 地 岩手県盛岡市〇〇 1 - 2 - 3
商号又は名称 株式会社〇〇
代表者職・氏名 代表取締役 〇〇 〇〇 ㊟

所 在 地 岩手県盛岡市△△ 2 - 3 - 4
商号又は名称 △△株式会社
代表者職・氏名 代表取締役 △△ △△ ㊟

所 在 地 岩手県盛岡市□□ 3 - 4 - 5
商号又は名称 有限会社□□
代表者職・氏名 代表取締役 □□ □□ ㊟